

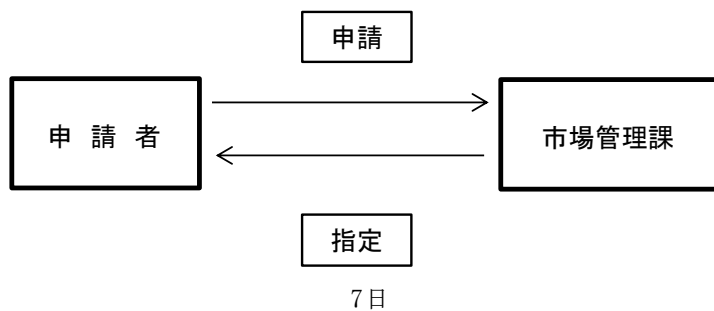
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 26

処 分 名	市場外保管場所の指定	
処 分 の 概 要	市場外の保管場所の指定を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市公設花き地方卸売市場業務条例(平成22年条例第14号)	
条 項	第44条第3項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例 (市場外にある物品の卸売等) 第44条 3 卸売業者は、市場外の場所を取扱品目に属する物品を搬入して卸売をするときは、その保管場所について、規則で定めるところにより、市長の指定を受けなければならない。</p> <p>松山市公設花き地方卸売市場業務条例施行規則 (市場外にある物品の卸売の報告等) 第46条 2 卸売業者は、条例第44条第3項の市長の指定を受けようとするときは、第36号様式により、これに次に掲げる書類を添えて申し出なければならない。 (1) 位置図 (2) 平面図 (3) 指定の必要性を記載した書面 3 条例第44条第3項の市長の指定の様式は、第37号様式によるものとする。 4 条例第44条第3項の市長の指定を受けた卸売業者は、その指定を必要としなくなったときは、第38号様式により、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。